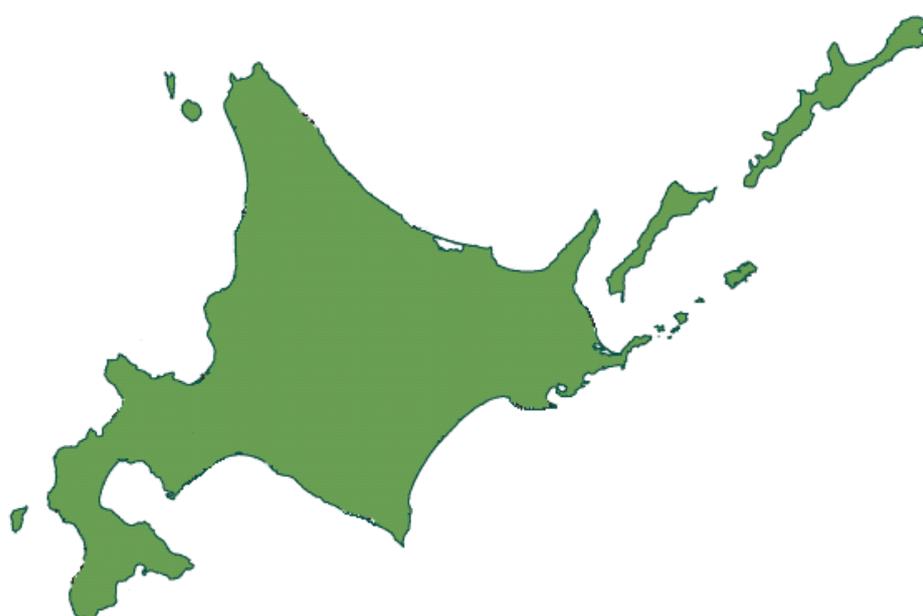


建築物の耐震改修の促進に関する
緊急要望



平成 25 年 10 月

北海道議会
北海道会
北海道市長会
北海道町村会

本年5月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、大規模建築物の所有者は平成27年末までに耐震診断及び結果報告が義務付けられることとなりました。

建築物の耐震化については、早急の対応が必要であることは十分認識していますが、短期間での耐震化の推進は建築物所有者に多額の費用負担が発生するとともに、北海道内の地方公共団体においても事業の集中に伴う財政負担の増大が懸念されるため、現在の地方の厳しい財政状況を考慮の上、より一層の財政支援を検討願います。

つきましては、次の事項について、強く要望いたします。

1 地方公共団体への財政支援について

建築物の耐震改修事業については、法改正によるものであることから、国の責任により促進すべきである。したがって、当該事業について地方公共団体が費用負担する場合には、地方負担に充当可能な交付金制度を継続するなど、円滑な事業実施が可能となるよう、確実な財政措置を講じること。

2 耐震診断結果の公表について

必要な財政支援措置が確立されるまでは、施行期限及び耐震診断結果の公表について、所有者の実情等を十分踏まえた措置を講じること。

平成25年10月

北海道議会

北海道

北海都市長会

北海道町村会

1 地方公共団体への財政支援について

- 建築物の耐震改修事業については、法改正によるものであることから、国の責任により促進すべきである。したがって、当該事業について地方公共団体が費用負担する場合には、地方負担に充当可能な交付金制度を継続するなど、円滑な事業実施が可能となるよう、確実な財政措置を講じること。

法改正により耐震診断が義務化される建築物

- 国が法で定める、不特定多数が利用する建築物や避難弱者が利用する建築物で大規模なもの
- 地方公共団体が指定する避難路沿道建築物及び防災拠点建築物

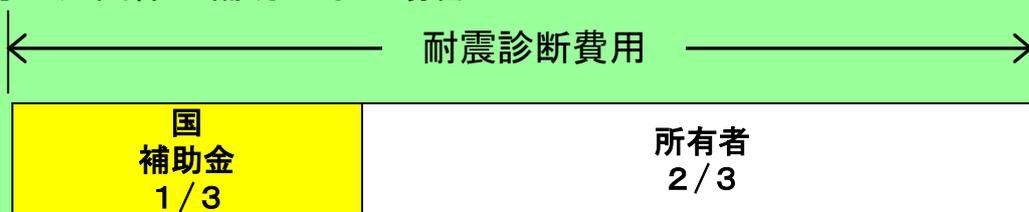
耐震化を円滑に進めるための所有者への支援

- 国は、耐震診断の義務化対象建築物に対する新たな補助制度を創設した。
- 国は、地方公共団体に対して、補助制度の創設を求めている。

地方の厳しい財政状況を考慮の上、より一層の財政支援を要望する。

<大規模建築物の例>

地方公共団体の補助がない場合



地方公共団体の補助がある場合



地方単独費

1/2

1/2

特別交付税

※財源確保が課題となっている。



道内の耐震診断義務化の対象建築物

(札幌市所管分を含む全道の件数)

●大規模建築物 (9月末現在)

主な用途区分	計	公共建築物	民間建築物	概算診断費用
				(百万円)
小学校・中学校	688棟	686棟	2棟	21
ホテル・旅館	104棟	2棟	102棟	1,894
病院	70棟	15棟	55棟	984
その他	286棟	89棟	197棟	4,335
計	1,148棟	792棟	356棟	7,234

※平成25年3月の国交省調査では、北海道は、耐震診断の義務化対象建築物数について、大阪府、東京都に続き3番目に多い棟数となっている。

●避難路沿道建築物 (緊急輸送道路を避難路として指定した場合) (9月末現在)

主な用途区分	計	公共建築物	民間建築物	概算診断費用
				(百万円)
小学校・中学校	29棟	14棟	15棟	262
ホテル・旅館	47棟	0棟	47棟	567
病院	52棟	0棟	52棟	339
その他	1,790棟	89棟	1,701棟	7,652
計	1,918棟	103棟	1,815棟	8,820

●防災拠点建築物 (地域防災計画に基づく避難所を指定した場合) (9月末現在)

主な用途区分	計	公共建築物	民間建築物	概算診断費用
				(百万円)
小学校・中学校	731棟	725棟	6棟	73
ホテル・旅館	7棟	5棟	2棟	14
病院	6棟	4棟	2棟	4
その他	1,832棟	1,602棟	230棟	419
計	2,576棟	2,336棟	240棟	510

2 耐震診断結果の公表について

- **必要な財政支援措置が確立されるまでは、施行期限及び耐震診断結果の公表について、所有者の実情等を十分に踏まえた措置を講じること。**

耐震診断結果の報告と公表

- 耐震診断が義務化された建築物の所有者は、期限までに耐震診断を実施し、結果を所管行政庁へ報告しなければならない。
- 所管行政庁は、その結果を公表しなければならない。

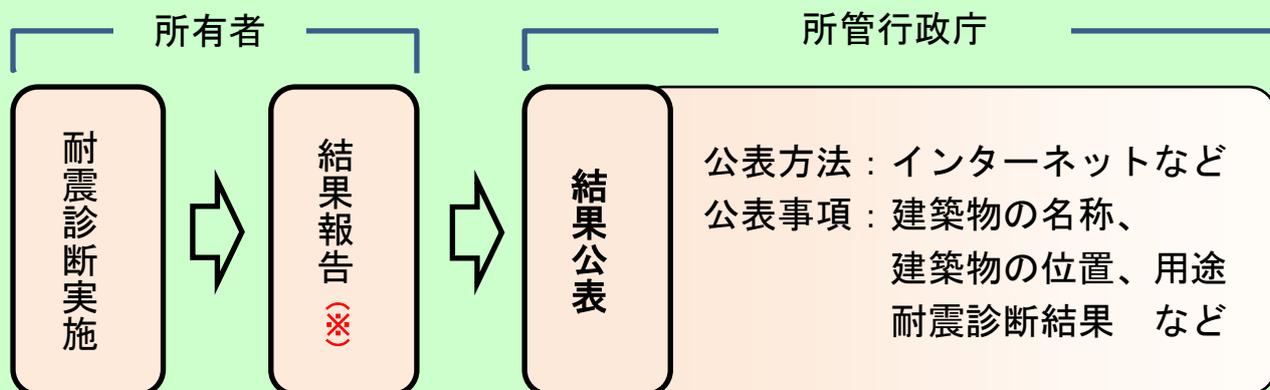
※所管行政庁

北海道、札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、苫小牧市、江別市

所有者の実情等を十分に踏まえた措置を講じることを要望する。

ホテル・旅館団体においては「耐震診断結果の公表は業界にとって死活問題であり、廃業を考えているところもある。」また「耐震診断結果の公表では、耐震改修計画を明らかにしなければ風評被害を受けることになるが、多額となる耐震改修の費用の確保などが難しい。」といった実情にある。

本道では、耐震診断が義務化される民間の大規模建築物は、ホテル・旅館が最も多く、観光産業を支えている業界が、風評被害を受けることのないよう、公表に関して要望する。



※大規模建築物の場合
平成 27 年 12 月 31 日までに
報告が必要

※風評被害が懸念される



北海道観光の現状

① 観光入込客数

平成24年度の観光入込客数は5,098万人で、前年度に比べ10.5%の増加で、ほぼ東日本大震災前の入込客数が確保された。

② 観光消費額と経済波及効果

北海道の観光消費額は1兆2,992億円で、農業産出額、漁業・養殖業生産額の1兆2,691億円を上回る規模となっている。

また、観光消費によってもたらされる生産波及効果は1兆8,237億円で、産業別ではサービス業が4割を占めている。

観光消費額 1兆2,992億円（道内産業への直接効果1兆451億円）



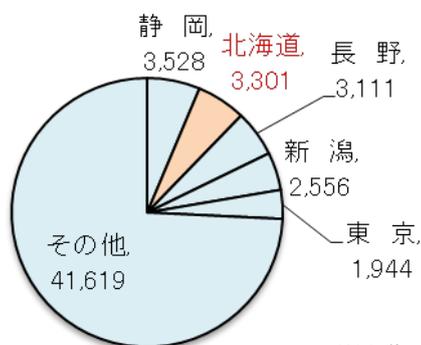
波及効果

生産波及効果	1兆8,237億円（道内生産額の5.4%）
所得形成効果	9,814億円（道内名目GDPの5.2%）
雇用効果	16万人（道内就業者数の6.3%）
税収効果	645億円（道税・市町村税の2.9%）

③ ホテル・旅館の概要

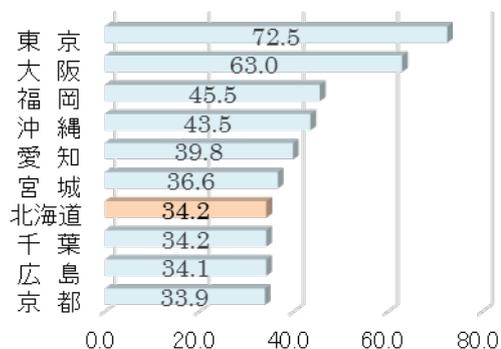
北海道には3,301軒のホテル・旅館があり、客室数が80室以上ある大規模なものは約260軒、他都府県と比較しても、平均客室数は34.2室と規模の大きいものが多い。

都道府県別ホテル・旅館数（単位：軒）



都道府県別平均客室数

（単位：室）



H23 衛生行政報告例
（厚生労働省）